

## 新潟駅・万代地区周辺まちづくり協議会 規約

(名称)

第1条 本会は「新潟駅・万代地区周辺まちづくり協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、新潟市の拠点性強化に向け、将来のまちづくりの方向性を示した「新潟都心の都市デザイン」を具現化するため、新潟駅および万代地区周辺における官民連携まちづくりの視点から、官民の関係者で情報と課題を共有し、新潟駅・万代地区周辺の活性化につなげることを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 新潟駅・万代地区周辺におけるまちづくりのあり方
- (2) 新潟駅・万代地区周辺に関する情報共有及び意見交換

(組織)

第4条 協議会は、第2条及び第3条に賛同する別紙に掲げる委員をもって構成する。

- 2 必要に応じて、委員全員の賛同をもって新たな委員を加入させることができる。なお、委員からの意見聴取は電子的手段を可能とする。

(会議等)

第5条 協議会は、事務局が必要に応じて招集する。

- 2 委員が出席できないときは、代理者が出席することができる。

(会議の公開)

第6条 協議会は、その会議を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該非公開と決定したときは、この限りでない。

- (1) 非公開が含まれる事項について検討等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に支障が生じると認める場合
- (3) 協議会が必要と判断した場合

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、新潟市都市政策部に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、事務局が委員の賛同を得て定める。なお、委員からの意見聴取は電子的手段を可能とする。

付 則

この規約は、令和元年7月22日から施行する。